

第90号議案

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年新城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、成年被後見人が印鑑の登録を受けられるようにするため必要があるからである。

第91号議案

新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第139号）の一部を次のように改正する。

別表中「20,570円」を「22,000円」に、「61,710円」を「66,000円」に、「5,140円」を「5,500円」に、「15,420円」を「16,500円」に、「1,020円」を「1,100円」に、「3,080円」を「3,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市しんしろ斎苑の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新城市しんしろ斎苑（以下「しんしろ斎苑」という。）の使用に係る使用料について適用し、施行日前のしんしろ斎苑の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前にしんしろ斎苑の霊安室（以下「霊安室」という。）の使用を開始する者であって、施行日以後引き続き霊安室を使用するものの霊安室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第92号議案

新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第140号）の一部を次のように改正する。

別表中「5, 140円」を「5, 500円」に、「15, 420円」を「16, 500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市霊きゅう自動車の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の霊きゅう自動車の使用に係る使用料について適用し、同日前の霊きゅう自動車の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料の額を改定するため必要があるからである。

第93号議案

新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の設置及び管理に関する条例の一部
改正

新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の設置及び管理に関する条例（平成17年
新城市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「510円」を「520円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、指定管理者に
収受させている利用料金の上限額の一部を改定するため必要があるからである。

第94号議案

新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例（平成20年新城市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「8,000円」を「8,100円」に、「10,000円」を「10,125円」に、「10,800円」を「10,935円」に、「12,000円」を「12,150円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第 9 5 号議案

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 2 月 6 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市公民館の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 1 9 3 号）の一部を次のように改正する。

別表杉山公民館の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城中央公民館の分館の一部について、分館としての取扱いをやめるため必要があるからである。

第96号議案

新城市生涯学習センターちさと館の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市生涯学習センターちさと館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市生涯学習センターちさと館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市生涯学習センターちさと館の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表会議室の項及び閲覧室の項中「500」を「600」に、「600」を「720」に改め、同表調理室の項中「500」を「600」に、「700」を「800」に、「800」を「900」に、「600」を「720」に改め、同表美術室の項中「500」を「600」に、「600」を「720」に改め、同表和室の項中「600」を「700」に、「700」を「800」に、「800」を「900」に改め、同表多目的室の項中「1,200」を「1,440」に、「1,300」を「1,560」に、「1,400」を「1,680」に、「900」を「1,080」に、「1,000」を「1,200」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新城市生涯学習センターちさと館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の西部公民館の使用に係る使用料について適用し、同日前の西部公民館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、

公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第97号議案

新城地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

新城地域文化広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城地域文化広場の設置及び管理に関する条例(平成17年新城市条例第195号)の一部を次のように改正する。

別表第1文化ホールの項中「19,100」を「22,600」に、「6,900」を「8,280」に、

1,300	1,800	2,300
-------	-------	-------

を

「

1,560	2,100	2,400
-------	-------	-------

」に改め、同表ふれあい会館の項中

「

700	800
700	800
700	800

を

800	900
800	900
840	960

」に、「

1,200」を「1,440」に、「1,700」を「1,800」に、

「

1,000	1,300	1,500
-------	-------	-------

を

「

1,200	1,400	1,500
-------	-------	-------

」に、「5,100」を「5,800」

に、

2,000
1,000

を

2,300
1,100

」に、「3,500」を「4,200」に、

「4,600」を「5,520」に、「5,900」を「6,900」に改める。

別表第2舞台設備(大ホール、小ホール兼用)の項中「4,860」を「4,950」に、「210」を「220」に、「3,240」を「3,300」に、「

「1, 400」を「1, 430」に、「100」を「110」に、「480」を「490」に、「430」を「440」に、「370」を「380」に、「700」を「710」に改め、同表舞台設備（大ホール用）の項中「1, 400」を「1, 430」に、「540」を「550」に、「700」を「710」に、「210」を「220」に、「4, 320」を「4, 400」に、「4, 860」を「4, 950」に、

映写スクリーン	一式	1, 080	を
映写機（35ミリ）	一式	5, 940	
映写機（16ミリ）	一式	3, 240	

「

映写スクリーン	一式	1, 100
---------	----	--------

」に改め、同表

舞台設備（小ホール用）の項中「700」を「710」に、「320」を「330」に、「540」を「550」に、「210」を「220」に、「2, 480」を「2, 530」に、

映写スクリーン	一式	480	を
映写機（16ミリ）	一式	3, 240	
スライド映写機	1台	1, 080	

「

映写スクリーン	一式	490
---------	----	-----

」に改め、同表

照明設備（大ホール、小ホール兼用）の項中「320」を「330」に、「210」を「220」に、「860」を「880」に、「100」を「110」に、「持込器材電源」を「持込機材電源」に改め、同表照明設備（大ホール用）の項中「700」を「710」に、「970」を「990」に、「1, 080」を「1, 100」に、「2, 160」を「2, 200」に、「3, 240」を「3, 300」に、「540」を「550」に、「3, 670」を「3, 740」に、「7, 340」を「7, 480」に、「17, 490」を「17, 820」に改め、同表照明設備（小ホール用）の項中「370」を「380」に、「640」を「660」に、「750」を「770」に、「2, 160」を「2, 200」に、「2, 480」を「2, 530」に、「540」を「550」に、「860」を「880」に、「2, 590」を「2, 640」に、「

4, 320」を「4, 400」に、「8, 310」を「8, 470」に改め、同表音響設備（大ホール、小ホール兼用）の項中「3, 020」を「3, 080」に、

レコードプレーヤー	1台	1, 400	を
テープレコーダー	1台	1, 400	

CDプレーヤー	1台	1, 100	に、「
---------	----	--------	-----

1, 080」を「1, 100」に、「1, 290」を「1, 320」に、「640」を

「660」に、	一式	1, 400	を	一式	1, 430	に、
	1基	1, 400		1基	1, 430	

マイクB	1本	860	を
マイクC	1本	640	
残響付加装置	一式	1, 400	

マイクB	1本	880	に改め、同項
------	----	-----	--------

の次に次の1項を加える。

はなのき広場 設備	持込機材電源	1キロ ワット	220
--------------	--------	------------	-----

別表第2ピアノの項中「6, 480」を「6, 600」に、「3, 780」を「3, 850」に、「2, 700」を「2, 750」に改め、同表その他の設備の項中「750」を「770」に、

マイク	1本	540	を
映写機（16ミリ）	一式	1, 620	
オーバーヘッドプロジェクター	一式	540	
スライド映写機	一式	540	
ビデオプロジェクター	一式	2, 160	

ビデオ内蔵型テレビ	一式	1, 080
-----------	----	--------

マイク	1本	550
プロジェクター	1台	2,200
テレビ	1台	1,100
DVD/CDプレーヤー	1台	1,100

に、「320」

を「330」に、「430」を「440」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新城地域文化広場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新城地域文化広場（以下「文化広場」という。）の利用に係る使用料について適用し、施行日前の文化広場の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の公布の日前に施行日以後の文化広場の利用の許可を受けている者の当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定する等のため必要があるからである。

第98号議案

新城市新城武道場及び鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市新城武道場及び鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

新城市新城武道場及び鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市新城武道場及び鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第196号）の一部を次のように改正する。

別表新城武道場の項中「1,200円」を「1,300円」に、「1,400円」を「1,600円」に、「1,500円」を「1,800円」に改め、同表鳳来卓球場の項中「1,200円」を「1,440円」に、「2,500円」を「3,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市新城武道場及び鳳来卓球場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の新城武道場及び鳳来卓球場（以下「武道場等」という。）の使用に係る使用料について適用し、同日前の武道場等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第99号議案

新城市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

新城市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第197号）の一部を次のように改正する。

別表武道場の項中

1, 200円	1, 200円	1, 200円
100円	100円	100円
1, 200円	1, 200円	1, 200円

を

1, 300円	1, 300円	1, 440円
100円	100円	100円
1, 440円	1, 440円	1, 440円

に改め、同表フットサル

コート の項中「1, 000円」を「1, 010円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の新城市社会体育施設（以下「社会体育施設」という。）の使用に係る使用料について適用し、同日前の社会体育施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、

公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第100号議案

新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市青年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第198号）の一部を次のように改正する。

別表中「8：00」を「8：30」に、「600」を「720」に、「800」を「960」に、「1,000」を「1,200」に、「1,200」を「1,440」に、「1,500」を「1,800」に、「2,500」を「3,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市青年の家の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の新城市青年の家（以下「青年の家」という。）の利用に係る使用料について適用し、同日前の青年の家の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定する等のため必要があるからである。

第101号議案

新城市設楽原歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市設楽原歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

新城市設楽原歴史資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
新城市設楽原歴史資料館の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第199号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「300」を「330」に、「200」を「220」に、「400」を「440」に改める。

別表第2中「1,500」を「1,650」に、「2,000」を「2,200」に、「2,500」を「2,750」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の研修室の利用に係る使用料について適用し、同日前の研修室の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、観覧料及び使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第102号議案

新城市山村広場の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市山村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

新城市山村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市山村広場の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第201号）の一部を次のように改正する。

別表中「800円」を「810円」に、「2,400円」を「2,440円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新城市山村広場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の新城市山村広場（以下「山村広場」という。）の使用に係る使用料について適用し、同日前の山村広場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第103号議案

新城市鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

新城市鳳来寺山自然科学博物館の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第202号）の一部を次のように改正する。

第15条の表中「210円」を「220円」に、「160円」を「170円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、観覧料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第104号議案

新城市長篠城址史跡保存館の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市長篠城址史跡保存館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市長篠城址史跡保存館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
新城市長篠城址史跡保存館の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第203号）の一部を次のように改正する。

別表中「210」を「220」に、「160」を「170」に、「400」を「440」に、「300」を「330」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、観覧料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第105号議案

新城市照明施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

新城市照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市照明施設の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第204号）の一部を次のように改正する。

別表新城小学校校庭照明施設の項から八名中学校校庭照明施設の項までの規定中「2,200円」を「2,600円」に改め、同表鳳来中部小学校校庭照明施設の項中「2,000円」を「2,100円」に、「1,800円」を「1,900円」に改め、同表東陽小学校校庭照明施設の項及び鳳来東小学校校庭照明施設の項中「1,800円」を「1,900円」に改め、同表有海緑地公園野球場照明施設の項中「4,200円」を「4,500円」に、「3,000円」を「3,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新城市照明施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の新城市照明施設（以下「照明施設」という。）の使用に係る使用料について適用し、同日前の照明施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第106号議案

新城市鳳来中央集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市鳳来中央集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市鳳来中央集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市鳳来中央集会所の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表和室の項及び洋室の項中「300円」を「360円」に改め、同表アリーナの項中「500円」を「600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市鳳来中央集会所の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の新城市鳳来中央集会所（以下「集会所」という。）の利用に係る使用料について適用し、同日前の集会所の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第107号議案

新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第208号）の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「600円」に、「900円」を「1,000円」に、「600円」を「700円」に、「1,200円」を「1,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市長篠地区多目的広場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の新城市長篠地区多目的広場（以下「多目的広場」という。）の使用に係る使用料について適用し、同日前の多目的広場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第108号議案

新城市リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

新城市リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第210号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,500円」を「2,700円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「510円」を「520円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の新城市リフレッシュセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の新城市リフレッシュセンター（以下「リフレッシュセンター」という。）の使用に係る使用料について適用し、同日前のリフレッシュセンターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第109号議案

新城市作手B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市作手B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年12月6日提出

新城市長 穂積亮次

新城市作手B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市作手B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,000円」を「1,100円」に、

「

1団体・1時間	300円
---------	------

」を「

1団体・1時間	360円
---------	------

」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市作手B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の新城市作手B&G海洋センター（以下「海洋センター」という。）の使用に係る使用料について適用し、同日前の海洋センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。

第 1 1 0 号議案

新城市鳳来寺共育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市鳳来寺共育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 1 2 月 6 日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市鳳来寺共育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市鳳来寺共育施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 8 年新城市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表学習室の項中「学習室」を「第 1 学習室」に改め、「1 室」を削り、同項の次に次の 3 項を加える。

第 2 学習室	1 時間につき	1 2 0 円
第 3 学習室	1 時間につき	1 0 0 円
第 4 学習室	1 時間につき	1 0 0 円

別表和室の項中「1 室」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新城市鳳来寺共育施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の新城市鳳来寺共育施設（以下「共育施設」という。）の利用に係る使用料について適用し、同日前の共育施設の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の引上げを踏まえるとともに、公共施設使用料の適正化を図る観点から、使用料の額の一部を改定するため必要があるからである。